

放映権許諾条件

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「甲」という。）は、「開閉会式放映希望申請書」を提出し、甲から「開閉会式放映希望申請に係る承諾書」の交付を受けた事業者（以下「乙」という。）に対し、以下の条件に従い、第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025（以下「本大会」という。）の開閉会式（以下「開閉会式」という。）の放映又は配信を許諾するものとする（当該許諾に係る契約を以下、「本契約」という。）。

第 1 条（放映又は配信の対象）

本契約の対象となる開閉会式は、以下のとおりとする。

（開会式）

東京体育館：2025 年 11 月 15 日（土曜日）午後 4：30 から午後 7：00（予定）

（閉会式）

東京体育館：2025 年 11 月 26 日（水曜日）午後 4：30 から午後 6：00（予定）

第 2 条（定義）

本放映権許諾条件（以下「本条件」という。）における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）放映：テレビ（ケーブルテレビを含む。以下同じ。）で開閉会式を、開閉会式当日に放送すること。
- （2）配信：インターネットを利用して開閉会式を、開閉会式当日に配信（YouTube 配信を除く）すること。

第 3 条（許諾内容）

- （1）甲は、乙に対し、乙が、開閉会式を撮影し、撮影した映像を、2025 年（令和 7 年）11 月 15 日（土）から 2026 年（令和 8 年）1 月 30 日（金）までの間（以下「許諾期間」という。）、放映又は配信（以下「放映等」という。）することを許諾する。
- （2）甲は、乙に対し、乙が、「第 25 回夏季デフリンピック東京 2025 開閉会式動画配信に関する映像素材使用要綱」（以下「本要綱」という。）及び「第 25 回夏季デフリンピック東京 2025 開閉会式動画配信に関する映像素材の使用事務手続きガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定める映像を基に映像を制作し、当該映像を、許諾期間中、使用することを許諾する。
- （3）前各号の許諾（以下総称して「本件許諾」という。）は非独占的なものであり、乙は、甲が複数の放送事業者と本契約と同様の内容の契約を締結することについて、異議を述べない。

- (4) 乙は、本件許諾に基づく放映等について、少なくとも、45 分以上の番組を一回以上放映等する義務を負うものとする。
- (5) 甲は、乙に対し、撮影場所を、乙より撮影希望のあった会場において提供するものとする。ただし、乙は本件許諾に基づく開閉会式の撮影等にあたって、会場の制約等により、乙の希望どおりの撮影・中継等が出来ない可能性があることを承認する。
- (6) 乙は本件許諾を、甲の許可を得ず第三者に再許諾できないものとする。
- (7) 本件許諾の前提として、甲は、適法に本件許諾を行う権限を有していることを表明する。

第4条（対価）

本件許諾の対価は、無償とする。

ただし、乙は、本件許諾の実施に必要な費用を自ら負担するものとする。

第5条（遵守事項）

乙は、本件許諾の実施にあたり、以下の内容を遵守しなくてはならない。

- (1) 放映等に当たっては、手話言語通訳や字幕等の情報保障に配慮すること
- (2) 報道以外の目的で使用しないこと
- (3) 番組のスポンサーが本大会の協賛企業であるとの誤認を与えないようにすること
- (4) 開閉会式会場内における撮影は、甲が指定したエリア内（以下「撮影可能エリア」という。）で行うこと
- (5) 「開閉会式放映希望申請に係る承諾書」で承諾を得た場合に限り、承諾を受けた範囲内で、撮影を行うこと
- (6) 「開閉会式放映希望申請に係る承諾書」で承諾を得た場合に限り、撮影可能エリア内におけるカメラや三脚の設置等を行うこと
- (7) 開閉会式演出に影響する照明の使用をしないこと
- (8) 撮影機材や照明機材等の運用に必要な電源は、バッテリーなどにより撮影者が独自に確保するものとし、会場内の施設電源等の使用をしないこと
- (9) 開閉会式の会場において、車両内での映像編集、中継車等を使用した映像伝送等を行わないこと
- (10) 映像編集、映像伝送等にあたって、取材者側の費用負担のもとで、終端装置や光回線の引き込み等を行う場合は、施設管理者と協議のうえで施工すること
- (11) 乙が施工した回線等について、撮影終了後、速やかに原状回復すること（光ケーブル等を配管内に残置しないこと）
- (12) 撮影可能エリア内に向けて外部から配信用ケーブル等を配線する場合、一般観覧者等の導線を交差する場合は、選手や一般観覧者等の安全を確保するとともに、車いす

の通行等に支障がないよう、養生すること

- (13) 開閉会式の撮影において、他のメディアに配慮するとともに甲の指示に従うこと
- (14) 甲が別途規定する取材申請手続きを、甲が別途指定する期限内に行うこと
- (15) 本条件の内容に従って本件許諾を実施すること
- (16) 甲が別途規定する取材案内その他連絡事項等の甲の指示を遵守すること
- (17) 開閉会式運営において甲が必要と認めた場合の甲の指示を遵守すること

第6条（著作権等）

- (1) 乙が撮影した開閉会式の映像の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。以下同じ。）は、乙に帰属する。ただし、乙は、当該映像を、放映等を行う以外の目的で使用しないものとし、当該映像の放映等については、第3条第1項に従い、許諾期間においてのみ放映等することができるものとする。
- (2) 甲は、乙が本要綱及びガイドラインに定める映像を基に制作した映像について、原著作者の権利を有する。
なお、乙は、当該映像を、本要綱及びガイドラインの条件に従って使用するものとする。

第7条（不可抗力）

甲及び乙は、当該当事者の本契約に基づく何らかの義務の履行が、自然災害・戦争・暴動・内乱・電力供給不足・ストライキ・その他の労使紛争・法令の改廃・政府による規制等、当該当事者の合理的な支配を超えた事由（以下「不可抗力」という。）により妨げられた場合、他方当事者に対して当該義務についての債務不履行の責任を負わず、他方当事者も反対給付をする義務を負わないものとする。

第8条（開閉会式の中止）

- (1) 理由の如何を問わず、開閉会式が中止された場合、甲は、乙が本件許諾を実施できないことについて、何ら責任を負わないものとする。
- (2) 中止された開閉会式が順延等することが決定した場合、甲及び乙は、本件許諾の実施について別途協議するものとする。

第9条（解除）

- 1 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方是何らの催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反しかつ相手方から違反に関する催告を受領したのち、3日以内に違反事実を解消しないとき。
 - (2) 破産又は民事再生手続開始の申立をなし、又はかかる申立を受けたとき。

- (3) 重要な資産について、仮差押え、仮処分若しくは強制執行を受けた場合、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 行政庁による業務停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 解散の決議をしたとき又は解散命令を受けたとき。
 - (6) その役員若しくは従業員（その業務に従事する者を含む。）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、又はこれらの者と密接に関わりを持つ者であることが判明したとき。
 - (7) その役員若しくは従業員（その業務に従事する者を含む。）が、自ら、又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害等その他これに準じる行為を行ったとき。
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項（6）又は（7）に該当するおそれがあると認めたときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、この求めを受けた者は、指定された期日までに報告書を提出しなければならない。この場合、該当するおそれがないことにつき合理的な説明を相手方から受けるまでの相当な間、甲又は乙は、本契約上の義務の履行を停止することができる。

第10条（譲渡等の禁止）

乙は、甲による承認があった場合を除き、本契約が締結された後、本契約上の地位を第三者に対して譲渡することはできない。

第11条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者（国際ろう者スポーツ委員会及び東京都、一般財団法人全日本ろうあ連盟を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。
- 2 前項により秘密情報を受領した者は、本契約の履行のために知る必要のある必要最小限の自己の役職員のみ（自己の取締役、その他の役員、従業員、法律顧問及び会計顧問を含み、以下「情報開示先」という。）にこれを開示することができるものとし、情報開示先に開示した場合は、当該情報開示先に自己と同等の義務を負わせ、かつ情報開示先の義務履行につき責任を負うものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方から受領した情報について、法令等によりその開示を要求された場合、当該要求に基づく必要最小限の範囲においてのみ、当該秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、当該秘密情報を開示した者は、その事実を直ちに相手方に書面で通知するものとし、相手方の秘密情報の保護措置に合理的な範囲で

協力するものとする。

- 4 甲及び乙は、自らの故意又は過失により各々が保有する秘密情報について漏えい等の事故が生じた場合は、相手方に遅滞なく通知するとともに、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

第 12 条（個人情報の取扱い）

- 1 甲及び乙が本契約の履行に当たって取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。
- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、本契約の履行に必要な範囲内で、相互に共同して利用することができる。この際、甲及び乙は、当該個人情報の共同利用の目的、項目及び情報管理の責任者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができる措置を講じるものとする。
- 3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、適正に管理・運用を行う。
- 4 甲又は乙が故意又は過失により、共同利用した個人情報について漏えい等の事故を生じさせた場合は、漏えい事故を発生させた者の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 5 甲及び乙が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該第三者の氏名及びその者に委託した個人情報の管理状況について、当該他方当事者に文書で報告する。
- 6 甲及び乙は、本契約が終了した後は、各々が保有する個人情報について、関連法令等に定められた保存期間に従い保管した後、適正に破棄する。

第 13 条（契約期間）

本契約の有効期間は、「放映希望申請に係る承諾書」発行の日から 2026 年（令和 8 年）1 月 30 日（金）までとする。ただし、本契約の終了後（第 8 条第 1 項に基づき解除された場合を含む。以下同様。）も、第 6 条（著作権等）、第 7 条（不可抗力）、第 8 条（開閉会式の中止）、第 10 条（譲渡等の禁止）、第 12 条（個人情報の取扱い）、本条、第 15 条（紛争解決）及び第 16 条（準拠法、裁判管轄）の規定は引き続きその効力を有するものとし、第 11 条（秘密保持）の規定は、本契約の終了後 1 年間引き続きその効力を有するものとする。

第 14 条（費用）

本契約の締結に要する費用は、甲、乙各自の負担とする。

第 15 条（紛争解決）

甲及び乙は、本契約の履行にあたって、信義に従い、誠実にこれを履行し、本契約のい

ずれかの条項又は本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、両当事者の誠実な協議により、その都度円満な解決をはかるものとする。

第 16 条（準拠法、裁判管轄）

本契約は、日本国の法律に準拠して解釈されるものとし、本契約に関連して甲及び乙の間に生じた一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。